

2013

vol.167

平成25年10月



主な内容

- ◎ 法人会全国大会 (青森)
- ◎ 会員増強運動に向けて
- ◎ 税務署だより
- ◎ 東金県税事務所からのお知らせ

第30回 法人会全国大会・青森大会

第30回 法人会全国大会 青森大会

～青森市で開催～



- 日 時／平成25年10月3日 午後2時～
- 会 場／リンクステーションホール青森
- 大会プログラム

《第1部》記念講演:「これからの時代の経営とリーダーシップ」 東レ経営研究所 特別顧問 佐々木 常夫氏

《第2部》式典:26年度税制改正提言報告・租税教育活動の事例発表

《第3部》懇親会

大会宣言

われわれ法人会は、半世紀を超える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」として、税の活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してきた。

その歴史、実績の上に、われわれは、新公益法人制度移行後も租税教育など税の啓発活動を中心に、さらに積極的に公益的な活動を展開し、広く社会に貢献することをここに誓うものである。

一方、わが国の経済は、長期に亘る低迷を経て、ようやく明るい兆しが見えてきた。しかし、これを本格的な自律回復に繋げ、デフレからの脱却と経済再生を実現するためには、いわゆる「3本の矢」からなる経済政策を一体的に推進することが求められている。

また、国家的課題である持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指す「社会保障と税の一体改革」は、その緒に就いたばかりである。

今後、聖域なき歳出削減の徹底と併せ、あらゆる改革において抜本的な見直しを行うことが必要である。

こうした諸課題に向け、われわれ法人会は「平成26年度税制改正に関する提言」を取りまとめた。

強い日本経済を再構築し、震災からの復興を加速させるに当たっては、わが国経済の原動力であるとともに、地域雇用の担い手である中小企業の活性化が不可欠であり、法人会はそのための税制の確立を強く求めるところである。

創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ青森の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成25年10月3日

全国法人会総連合全国大会

平成26年度 税制改正に関するスローガン

【総論】

- まさに今。
国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を!
- 持続可能な社会保障制度を確立し、
国民の将来不安の払拭を!
- 中小企業の重要性を認識し、
経済活性化に資する税制措置の拡充を!

【所得税】

- 所得税は広く薄く負担を求め、
努力した人が報われる税制の構築を!

【法人税】

- 法人実効税率は、
欧州・アジア主要国並みの20%台に引き下げを!

【事業承継税制】

- 本格的な事業承継税制を確立し、
地域経済を支える中小企業に配慮を!

【消費税】

- 消費税引き上げに際しては、
景気に配慮するほか行財政改革の徹底を!

【地方税関係】

- 国と地方の役割分担を見直し、
地方の自立・自助の推進を!

【震災復興】

- 被災地の復興を図るため、
税制上の対応を含めて実効性のある措置を!

平成26年度 税制改正に関する提言(重点項目)

1. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方について

(1) 社会保障制度のあり方

社会保障は、いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制し、同時にどう公費以外の公平で適正な負担を確保していくかが極めて重要である。また、企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないことを求める。

(2) 行政改革の徹底

社会保障の安定財源確保と財政健全化のためとは言え、消費税の引き上げが国民に痛みを求める措置であることに変わりはない。国・地方は「先ず^{かい}魄よりはじめよ」の精神により自ら身を削る行政・議会の改革が何より重要である。特に、国・地方における議員定数と歳費の削減、および公務員の人員と人件費の削減は急務であると考えている。

(3) 財政健全化に向けて

聖域なき歳出削減が不可欠であり、財政健全化目標達成に向けた具体的方策と工程表を示すこと。

(4) 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率の引き上げにあたっては、景気に配慮すること。また、価格決定のプロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、消費税転嫁対策特別措置法以外にも実効性の高い対策をとること。

2. 法人税率の引き下げ

(1) 法人実効税率 20%台の早期実現

(2) 軽減税率 15%の本則化と適用所得金額を 1,600 万円程度に引き上げ

3. 事業承継税制の拡充

(1) 「相続税および贈与税の納税猶予制度」について要件緩和と充実

- ・ 株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合を 100%に引き上げ
- ・ 5年経過時点で納税猶予を免除する制度に改める
- ・ 対象会社の拡大

(2) 事業用資産を一般財産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

平成25年度 第3回理事会を開催



去る8月5日(月)理事23名、監事1名出席のもと、東金商工会館4階会議室に於いて東金税務署から7月の異動で新しく着任された古賀署長・望月法人課税第1部門統括官・山崎上席そして高松副署長のご出席を賜り理事会を開催いたしました。

中嶋会長から日頃の法人会活動への協力に対して謝意が述べられ議事に入りました。

議事 1

退任役員功労者表彰について

議事 2

平成25年度「会員増強運動月間」について

全て原案通り承認されました。

委員会だより

組織委員会

○平成25年度 会員増強に向けて

組織委員長 矢部慎一

本年も会員増強月間がスタートしました。

毎年役員はじめ会員の皆様方、また税理士会の皆さん、各銀行さん、各保険会社の皆さん、その他大勢の方々の絶大なるお力添えを頂き、まことにありがとうございます。

ご周知とは思いますが、増強月間には大勢の新規会員さんに入会をしていただくわけですが、一年を通しますとやむを得ない理由でこの数を上回

る退会があるのも現実です。

どうかこの素晴らしい意義ある東金法人会を維持し、ますます活性化するために、増強月間最後の日まで募集活動をしていただけますようお願い致します。

昨年度の県連目標は達成率165%という結果で7年続いた200%以上という伝統が途絶えてしまいました。しかも銚子法人会にわずか1社の差で1位をゆずり、東金法人会は2位という結果でした。

これはすべて私の力不足が原因で責任を痛感している所ですが、この悔しさをバネに今年度は今一度新たな気持ちで200%以上達成することを目指します。

どうか皆様方のご協力をよろしくお願い致します。

平成25年度「会員増強運動統一月間」支部別目標数

支部名	目標数
東金 1	4
東金 2	5
東金 3	5
東金 4	4
ブロック計	18
九里 1	2
九里 2	3
ブロック計	5
大白 1	4
大白 2	4
大白 3	2
ブロック計	10
山武 1	4
山武 2	3
山武 3	5
山武 4	1
山武 5	3
ブロック計	16
芝山	5
横光 1	3
横光 2	3
ブロック計	11
合計	60



総務委員会

○退任役員に感謝状

本年度は、役員改選が行われ下記の方々が退任されました。長い間、夫々の立場でご活躍され、大変お疲れ様でした。今後とも、当会発展のため引き続きご指導賜りますようお願いいたします。

これまでの功績に対し、去る8月5日(月)東金商工会館に於いて合同専門委員会の席上中嶋会長から感謝状と記念品が贈られました。

(順不同 敬称略)

小林	一男	(東金第1支部)
三橋	昭夫	(東金第1支部)
片岡	美徳	(東金第4支部)
吉井	清一	(大網白里第1支部)
金杉	等	(山武第1支部)
阿部倉	初枝	(女性部会)
川島	二矩子	(女性部会)



研修委員会

○「電話対応」研修

好評につき昨年度から続いて3回を数えます。9月10日(火)東金商工会館にて講師をアビット(株) 浜田節子氏にお願いして開催しました。



電話対応の心構えとして①正確 ②簡潔 ③丁寧 ④迅速 ⑤感じよく、そしてメモをとることと復唱して確認することの大切さを学びました。

参加者全員が、電話のかけ手・受け手となり体験しました。その電話対応を全員で聞き、講師の先生に間違っているところを注意して頂きました。

身に付けたワンランク上の「電話対応」をお見せしますので電話して良かったと感じていただけるのではないのでしょうか。

広報委員会

○HPを更新しました

公益社団法人化に伴い、HPもそれに合わせた更新作業を進めてまいりましたが8月に完了しました。会長挨拶はじめ、公益化に沿った形の更新です。今回新たに50音順の名簿が付加されましたが、会員企業紹介ページの受付は常時行っておりますので、ネット活用の一手として是非ご利用下さい。

また、インターネットでは、300ものタイトルから自由に選んで、お好きな時間にセミナーが受けられます。内容も経営、労務、実務、税務、法律、人材育成、健康、危機管理 etc と実に多岐にわたっているのも魅力です。どうぞ明日の経営にご活用ください。

豊富なセミナー、一流の講師陣がバックアップ!
インターネットでセミナー受講
セミナー 待望のサービス!
オンデマンドサービス
これはいい 思ったったら 即クリック。
SODE-learning
インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用いただけます。
映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
忙しくてセミナーや研修会に参加できない方など最適。
勉強会(社内研修)や経営者の自己研鑽などにご利用ください。
会員になるとより多くのコンテンツが視聴できます。

税制委員会・源泉部会

○平成25年度「税制改正のポイント」の説明会

9月26日(木)東金市のサンピアホールに於いて開催しました。講師は、東金税務署の担当官にお願いして①法人税・消費税等税制改正の要点解説 ②これからの源泉所得税(日本版ISAの創設等)について説明を受けました。

法人税については、交際費等の損金不算入制度に関する改正があり今までの600万円(90%)から800万(100%)に損金経理することができる(諸条件はある)。減価償却に関する改正で、特別償却制度の創設がされました。

消費税については、価格の表示に関する特別措置で表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていけば「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。

源泉所得税については、配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の説明でした。

今回の内容は、多岐わたっての説明で間違っ理解していた部分は、訂正して新しく覚えたことも含めて理解して実行したいと思いました。



成績表(抜粋)

順位	氏名	グロス	ネット
優勝	田中 美由紀	104	60.8
準優勝	北田 利昭	94	62.8
3位	鈴木 安子	86	64.4
4位	佐久間美津雄	92	65.6
5位	古城 大明	110	66.8
6位	長谷川 寛	98	66.8
7位	蕪山 隆	99	67.8
8位	板倉 潔	87	67.8
9位	土肥 孝	87	67.8
10位	山田 義光	92	68

○緊急時に役立てて!!

当委員会では、チャリティーゴルフ大会等開催時に募金を依頼し、管内の市町に「AED」の贈呈を行っております。本年度は、10月2日(水)に中嶋会長から九十九里町の川島町長に手渡しました。地域住民に有効活用して役立てて頂きたいと思っております。



厚生委員会

○第19回 会員親睦チャリティーゴルフ大会開催

法人会恒例のチャリティーゴルフ大会が、去る9月4日(水)富里ゴルフ倶楽部にて開催されました。昨年に続き悪天候の中の実施となりました。

当日は、108名の参加でした。雨にも負けずout・in夫々分かれてスタートしていきました。時間がたつと雨も上がりプレーし易くなりました。

参加者からのご協力でチャリティー募金は、113,010円お預りいたしました。

ブロックだより

社会貢献活動

東金ブロック初の試み 「街コン」を企画！

恋活パーティーで
新しい出会いの場をプロデュース

東金法人会各ブロックエリアに直面している深刻な未婚率に対応すべく、東金ブロックは「出会いの場の提供」が何より必要と考えカップリングパーティーを企画、社会貢献事業として着手しました。

事業の進行は既に街コンの成功で実績のある東金第4支部 大島支部長が担当、後日の報告が楽しみなところ。

その後の地域の活性化への道筋も合わせて、今後大いに期待のもてる活動と言えるでしょう。

仕事が忙しく出会う機会がない、職場では出会いのきっかけがない、異性同性問わず友達が欲しいなど参加理由は人それぞれ。ココに良縁あり♪ いい出会いをぜひ見つけてください!!

働く独身男女のための カップリングパーティー

2013年10月26日(土)

会場 お好み焼き・もんじゃ焼き・鉄板焼き
じゃんけん(当日貸切) 東金市田間1011-1

受付 18:30~ 開始 19:00~ 終了 21:30

参加資格 未婚で出会いを求めている人!! 働いている男女(年齢20代~40代)

参加費用 男性5,000円(税込) 女性3,000円(税込) ※コース料理+飲み放題プラン

参加人数 男性定員20名vs女性定員20名

お申し込み 基本同性の2名1組でご応募ください(※単独参加も可)。
男性参加者は多数のご応募が予想されますので抽選とさせていただきます。
女性参加者は定員になり次第で締切ます。ご了承ください。

お申し込み方法 FAXまたはメールでお願いいたします。

☎ 0475-52-4397 ✉ togane-h@amber.plala.or.jp

①氏名 ②年齢 ③お住まいの地区(例:東金市) ④電話番号

⑤メールアドレス(携帯orPC)を記載してお送りください。

2名での参加の場合は代表者が2名分の詳細をお送りください。

※お預かりした個人情報はこのパーティーに関わる利用目的の範囲内で利用します。第三者に開示・提示することはありません。

お申し込み締切: 10月15日(火) 必着(定員になり次第締切)。東金法人会事務局より
参加決定の通知を行いますので、その後事前に参加費用のお振り込みをお願いいたします。
お問い合わせ▶主催:公益社団法人 東金法人会 東金ブロック TEL.0475-52-0022

部会だより

女性部会

○税務研修会開催

9月5日(木)東金商工会館にて税務研修会を開催いたしました。

講師には、7月の異動で東金税務署に着任された古賀署長にお願いして「国税の組織と千葉県税務署の現状」と題して研修しました。沢山の資料によりわかり易い説明でした。続きまして印紙税「これにも収入印紙を貼るの?!」法人課税部門の山崎上席から説明を頂きました。これから貼付する印紙の金額が変わるのでしっかり把握しなければいけません。



○絵はがきコンクールへの参加

当部会では、全法連が進めている絵はがきコンクールに平成24年度に参加するべく下準備を行い、また東金税務署から協力を頂き、平成25年度実施の運びとなりました。

4月から6月にかけて当部会の役員が作業を行い、また管内小学校を訪問しそれぞれの学校の担当の方に、小学6年生を対象に募集をするという趣旨説明しご協力をお願いと作品が事務局に届くように依頼しました。

その結果、管内14の小学校のご協力を頂きました。作品は、447点集まりました。

去る10月3日(木)東金税務署長・当会会長・女性部会役員により審査会を開催しました。各作



品とも素晴らしい出来で選ぶのに苦労しておりました。その結果は以下の通りです。(敬称略)



東金税務署長賞
東金市立東小 三上 仁衣奈



千葉県法人会連合会長賞
大網白里市立大網東小 日比 華妃



東金法人会長賞
山武市立成東小 林 優奈



東金法人会女性部会長賞
大網白里市立季美の森小 古澤 咲来



金賞
大網白里市立季美の森小 武田 偲芳



銀賞
山武市立緑海小 並木 裕雅



銅賞
山武市立南郷小 宇津木 雪美

税務署だより

平成25年分年末調整等説明会の開催のお知らせ

平成25年分年末調整等説明会を下記の日程にて開催いたしますので、ぜひご出席ください。

開催日	開催時間	説明会会場	対象地域
11月7日 (木)	14時～16時	山武市成東文化会館 のぎくプラザ大ホール (山武市殿台290-1)	山武市
			芝山町
			横芝光町
11月8日 (金)	10時～12時	東金文化会館小ホール (東金市八坂台1-2107-3)	東金市
	14時～16時		大網白里市・九十九里町

※対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席可能です。(連絡不要)

【問い合わせ先】

○説明会、源泉所得税について

東金税務署法人課税部門(源泉所得税担当) TEL.0475-52-3121内線54

○法定調書の作成について

東金税務署管理運営部門 TEL.0475-52-3121内線33

※自動音声案内にしたがって、説明会の会場案内、用紙請求については「2」番(税務署)

年末調整のしかたなど国税に関する一般的な相談については「1」番(電話相談センター)をご利用ください。

平成25年度「税を考える週間」行事

開催日	実施場所	行事内容
11月9日 (土)	(午前の部) ショッピングセンター アミリィ(大網白里市)	10:00～12:00 ○税を考える週間キャンペーン (各種パンフレット、風船等配布)
	(午後の部) ショッピングセンターサンピア (東金市)	14:00～16:00 ○税を考える週間キャンペーン (各種パンフレット、風船等配布) 10:00～15:30 ○税理士会による無料相談 14:00～16:00 ○税金クイズコーナー 14:00～16:00 ○1億円体験コーナー (9日から14日まで作文・標語・書道・絵ハガキの 優秀作品を、サンピア1階ステージコートにて展示)
11月10日 (日)	ショッピングセンターサンピア(東金市)	10:00～15:30 ○税理士会による無料相談
	芝山産業祭～はにわ祭り～(芝山町)	10:00～15:00 ○税を考える週間キャンペーン (各種パンフレット、風船等配布)
11月14日 (木)	東金商工会館	納税表彰式(山武税務懇話会・東金税務署共催)

消費税転嫁対策特別措置法が成立しました

※消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法は、平成25年10月1日から施行されます(同法は、平成29年3月31日まで適用されます。)。政府としては、この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行っていきます。

I 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

転嫁拒否等をする側(規制対象)(買手)	転嫁拒否等をされる側(売手)
大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
右欄の事業者等と継続的に取引を行っている法人事業者	○ 資本金3億円以下の事業者 ○ 個人事業者等

禁止される行為	具体例
① 減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
② 買ったとき	原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③ 商品購入、役務利用又は利益提供の要請	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること
④ 本体価格での交渉の拒否	本体価格(消費税抜価格)で交渉したいという申出を拒否すること
⑤ 報復行為	転嫁拒否をされた事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

Iに関する問い合わせ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

II 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。禁止される表示は以下のとおりです。

禁止される表示	禁止される表示の具体例
① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	「消費税は転嫁しません」 「消費税は当店が負担しています」
② 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの	「消費税率上昇分値引きします」
③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの	「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

違反行為を防止又は是正するため、消費者庁、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、消費者庁が勧告を行い、その旨を公表します。

IIに関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

Ⅲ 価格の表示に関する特別措置

(1) 平成25年10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。

※ 消費者への配慮の観点から、上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【具体的な表示の例】

(例1) 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する

〇〇円 (税抜) 〇〇円 (税抜価格) 〇〇円 (本体価格) 〇〇円+税

(例2) 個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う

(2) 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しないこととされました。

Ⅲ(1)に関する問い合わせ先:財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表)

Ⅲ(2)に関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

Ⅳ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした、事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります(公正取引委員会に対して事前に届け出ることが必要です。届出書の様式など、具体的な届出の方法については公正取引委員会HPを御覧ください。)

(1) 転嫁カルテル(消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為)

(例1) 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に、消費税額分を上乗せすること

(例2) 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理すること

※ 税込価格や税抜価格(本体価格)を決めることは、適用除外の対象にはなりません(独占禁止法に違反する行為ですので注意してください。)

※ 転嫁カルテルについては、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

【中小事業者の範囲】	資本金等の額 (会社)	又は	常時使用する従業員数 (会社又は個人)
製造業、建設業、運輸業	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
サービス業	5千万円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
政令で定める業種	業種ごとに政令で定める金額以下		業種ごとに政令で定める数以下
上記以外の業種	3億円以下		300人以下

(2) 表示カルテル(消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為)

(例1) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること

(例2) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する方法を用いること

Ⅳに関する問い合わせ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

2013.9.10



国税庁 e-Tax ホームページ

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索



「法定調書」の作成・提出は

e-Taxソフト(WEB版)



をご利用ください!

e-Taxソフト(WEB版)

画面の案内に従って必要項目を入力すれば、自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して、法定調書等の作成・提出ができます。(税務署への送付や持参が不要!)

まずは

e-Taxのメリット

電子で提出すると、企業・税理士側に次のようなメリットがあります!!

- ① 支払調書等の印刷、押印の事務負担が軽減
- ② 宛名ラベルの印刷、封入作業が削減
- ③ 封入誤りなどの「リスク」が軽減
- ④ 送付料金や送付事務が削減



- 併せて給与支払報告書をeLTAXで提出すれば、市区町村ごとに仕分けすることなく一括で送信可能!
(注)一部対応していない市区町村があります。

さらに

e-Taxソフト(WEB版)ならこんないいこと!

- ・e-TaxソフトのPCへのインストールをせず、WEBブラウザ上で申請や帳票表示が可能
- ・枚数が少ない場合、画面上で簡単手入力
- ・枚数が多い場合には、給与計算ソフト等で作成した表計算形式のデータから一括取込
- ・MacOSについても一部対応

- (注) 1 e-Taxの利用可能時間にご利用ください。
- 2 1帳票につき100枚まで作成できます。

利用については、HPをご覧ください

【法定調書等の電子的提出義務化】
平成26年1月1日以降に提出する一部の法定調書・給与支払報告書は、電子又は光ディスク等で提出することが法律で義務付けられました(平成23年度税制改正)。

平成25年分法定調書の提出期限は、平成26年1月31日(金)です。

東金県税事務所からのお知らせ

従業員の個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆様へ
千葉県と県内すべての市町村からのお知らせです

個人住民税の特別徴収の実施について

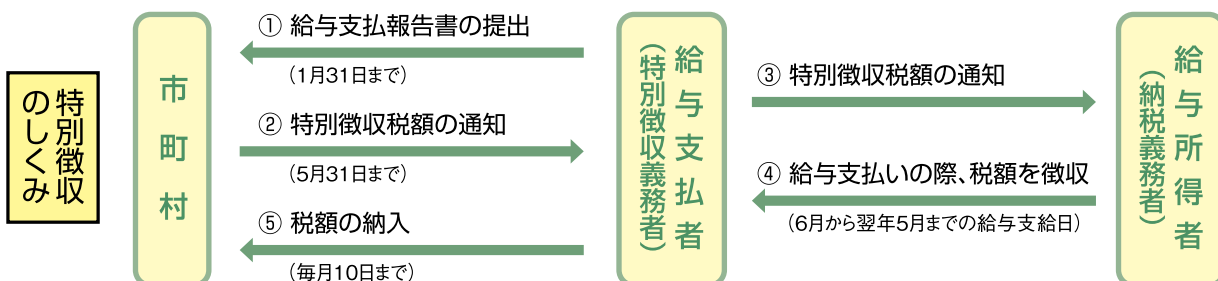
- 個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税（市町村民税＋県民税）を徴収（天引き）し、納入していただく制度です。
- 地方税法第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として住民税を特別徴収していただくことになっています。

特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者（給与支払者）あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給料から徴収し、翌月の10日までに合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

※納期の特例について

従業員が常時10名未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。



個人住民税特別徴収についてのQ&A

Q1

? 今まで特別徴収（給与天引き）をしていませんでした。なぜ、いまさら特別徴収をしないといけないのですか。

A1

地方税法では、所得税の源泉徴収を行っている事業者（給与支払者）は、同法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、原則として従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。

これまで、法律の定める要件に該当する方については、特別徴収をしていただく必要があり、特に法律改正が行われたわけではありません。地方税法等の趣旨に沿った適切な課税と納付をしていただくために必要なことですので、ご理解ください。

Q2

? 特別徴収は手間がかかりそう。これをする事で何かメリットはあるのですか。

A2

住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。税額の計算は給与支払報告書に基づいて市町村で行い、従業員ごとの住民税額を各市町村から通知しますので、その税額を毎月の給料から徴収（天引き）し、合計額を翌月の10日までに、金融機関を通じて各市町村に納めていただくことになっています。

また、特別徴収をすると、従業員一人ひとりがわざわざ金融機関へ納税に向く手間を省くことができます。

さらに、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員（納税義務者）の1回あたりの負担が少なくて済みます。

Q3

? 新たに特別徴収を始めるには、どのような手続きをすればいいのですか。

A3

毎年1月末までにご提出いただいている「給与支払報告書」の提出の際、申し出てください。5月中旬に各市町村から特別徴収税額の通知があります。《詳細は各市町村にご確認ください。》

事務局だより

恒例の「税務座談会」開催ご案内

毎年、11月11日から17日迄の期間「税を考える週間」として、広く税の意義や役割などを正しく理解していただくため、全国で各種の行事が行われます。

本年7月に赴任された署の幹部職員の方々と会員の皆様との唯一の交流の場でもあります。

是非お誘い合わせのうえご参加ください。お待ちしております。

◇日程表

開催日時	ブロック名	場 所
11月18日(月)午後4時から	九十九里ブロック	南風荘
11月19日(火)午後4時から	横芝光・芝山ブロック	富士屋
11月21日(木)午後4時から	山武ブロック	ニュー太洋
11月22日(金)午後4時から	東金ブロック	東金市中央公民館
11月27日(水)午後3時から	大網白里ブロック	大網白里市商工会館

◆平成25年度納税表彰式が、11月14日(木)に東金商工会館に於いて、東金税務署と山武税務懇話会((公社)東金法人会他5つの友誼団体)の共催により開催されます。

◆税を考える週間キャンペーン(消費税完納推進)を行っています。

お近くにお出掛けの節は、是非お立ち寄りください。

尚、詳細につきましては、本号の税務署だよりの中9頁に記載してあります。

11月～12月の行事予定

11月3日(日) 租税教育活動 九十九里町(産業祭)

6日(水) 会員増強検討会議 東金商工会館

7日(木) 年末調整説明会 山武市成東文化会館

8日(金) 年末調整説明会 東金文化会館

9日(土) 街頭広報活動 アミリィー・サンピア

10日(日) 街頭広報活動 芝山町(産業祭)

14日(木) 納税表彰式 東金商工会館

15日(金) チャレンジ-Tax研修会 東金税務署別棟会議室

18日(月) パソコン研修 東金商工会館

18日(月) 九十九里ブロック座談会講演会 南風荘

19日(火) パソコン研修 東金商工会館

19日(火) 横芝光・芝山ブロック座談会講演会 富士屋

21日(木) 山武ブロック座談会 ニュー太洋

22日(金) 東金ブロック座談会 東金市中央公民館

27日(水) パソコン研修 東金商工会館

27日(水) 大網白里ブロック座談会 大網白里市商工会館

12月3日(火) 決算期別説明会 東金商工会館

9日(月) 簿記セミナー 東金商工会館

12日(木) 青年部会講演会 東金商工会館

参加者募集

◆ 説明会 ◆

「チャレンジe-Tax研修会」

講師／東金税務署法人課税部門担当官
日時／平成25年11月15日(金) 午後1時30分～
場所／東金税務署別棟2階会議室

◆ パソコンセミナー ◆

① ブログ・ツイッター・フェイスブック導入講座

日時／平成25年11月18日(月) 午後1時30分～4時30分
場所／東金商工会館

② ホームページ作成講座第1回

日時／平成25年11月19日(火) 午後1時30分～4時30分
場所／東金商工会館

③ ホームページ作成講座第2回

日時／平成25年11月27日(水) 午後1時30分～4時30分
場所／東金商工会館

◆ 簿記セミナー ◆

「銀行が貸したくなる会社・貸したくない会社」

講師／千葉県税理士会東金支部所属 高橋 俊行先生
日時／平成25年12月9日(月) 午後1時30分～4時30分
場所／東金商工会館

◆ 講演会 ◆

「モンスタークレマー撃退法・モンスター社員対策」

講師／弁護士 上原 広嗣 氏

① 日時／平成25年11月18日(月) 午後4時～5時

場所／南風荘

主催／(公社)東金法人会九十九里ブロック

② 日時／平成25年11月19日(火) 午後4時～5時

場所／富士屋

主催／(公社)東金法人会横芝光・芝山ブロック

「野菜で身体のマネジメント 体調管理する10の方法」

講師／生井 理恵 氏

日時／平成25年12月12日(木) 午後7時～

場所／東金商工会館

主催／(公社)東金法人会青年部会

〈詳細につきましては、この会報と一緒に配布する案内兼申込書をご覧ください。〉



e-Tax ご利用の場合は法人事業概況説明書の「16 加入組合等の状況」欄に東金法人会会員と入力しましょう。

郷土史跡名所めぐり

その166

山武の森に建つ西郷南洲ゆかりの碑 (旧山武町の巻)

いしぶみ

さんぶの森公園の内と市道を隔てた100m位の場所の2カ所に比較的大きな石碑が建立されている。

公園内の碑は、御影石の台座に薄茶系の楕円の石に「敬天愛人」の四文字が山武市名誉市民の元学習院院長、故麻生磯次先生の流暢かつ力強い筆致で刻まれている。

もう一方の碑は、盛土の上に堂々たる長方形の黒御影に雄渾なる太字で「南洲の巨眼を想ふ たまたまに卑小の心湧ききたる時」と刻まれている。双方とも国民的英雄であり、明治維新の功労者で日本最初の陸軍大将であった西郷隆盛の碑である。

ちなみに南洲は西郷の号である。また、西郷は力士並の堂々たる体躯であり、人並みはずれた大目玉の持ち主であった。郷里の人々は、敬意と親しみをこめて「ウドサー」(大目玉の男)と呼んでいた。

「敬天愛人」は西郷が好んでよく使い、揮毫した言葉です。

有名な「南洲翁遺訓」(なんしゅうおういくん)という西郷に心服していた旧庄内藩士達が、西郷から直接聞いた教訓を一冊にまとめた本の第二十四条に「道は天地自然の物にして、人はこれを行うものなれば天を敬するを目的とする。天は人も我も同一に愛し給うゆえ、我を愛する心を以て人を愛するなり。」とありますが、彼の自己修養のための指針と、信仰的とも言える天命への自覚が伺えます。



次に「巨眼」の碑の作者、影山正治先生は歌人であり、憂国の士でした。昭和54年元号法制化の実現を熱禱し、己の命を捧げんと割腹し果てました。この歌の意とする所は、自分の心が萎えたり、消極的になったりした時、南洲翁(西郷)の巨眼を想いおこし、己の気を振り直すという意であろうと思われます。影山先生は「求道語録」という青年向けの小冊子を残されていますが、冒頭、西郷の言葉を引用していることから先生の西郷に寄せる想いが伺い知れるというものです。

以上2カ所の石碑について述べました。山武の森へ御越しの際は是非ご覧下さるようお願いいたします。尚、両石碑とも元会長 小川幸三郎氏の小川屋本店石材部の製作です。

参考資料：南洲翁遺訓(岩波文庫)・求道語録

